

2022 年度 保健医療学部学生生活案内

学生各位

この冊子には、大学施設の利用方法や各種届出、注意事項等が記載されています。内容を十分に理解し、みなさんの学生生活が楽しく充実したものとなるよう、そして順天堂大学の学生であることを常に意識して、規則等を守るように心がけてください。

また、授業や課外活動等、生活の上で悩みや心配なこと、その他何でも相談したいことがありましたら、学生部長または本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）を気軽に訪ねてください。

保健医療学部

学生部長

目次

順天堂大学校歌	… 1	悪徳商法に注意しよう！	…20
順天堂大学のあゆみ	… 2	「振込め（おれおれ）詐欺」に注意！	…21
1. 学生生活のしおり		キャンパス内の所持品管理に注意！	…22
学生生活を始めるにあたって	… 4	マスメディアへの出演について	…22
学生証・ネームプレートについて	… 5	国民年金について	…22
掲示連絡等について	… 5	カルトの勧誘に注意！	…23
各種証明書・願出・届出について	… 6	ブラックバイトに注意！	…23
通学について	… 7	3. 学生生活の支援	
学生旅客運賃割引証（学割証）について	… 8	課外活動について	…25
学費の納入について	… 8	課外活動団体に対する安全対策指導等 について	…25
講義・実習・試験について	… 9	健康管理と健康相談	…26
服装・接遇・マナーについて	… 9	保険について	…26
大講義室・小講義室等の利用について	…10	奨学金制度について	…29
マルチメディア教室の利用について	…10	福利厚生について	…32
2. 学生生活における留意事項		4. 図書館の利用に関して	
緊急連絡先について	…13	はじめに	…35
急病時対応フローチャートについて	…14	利用にあたって	…35
海外渡航・留学時における注意について	…15	貸出・返却について	…36
大地震発生直後の基本行動	…15	5. こんなときは？ Q & A	
急性アルコール中毒に注意しよう！	…16	…39	
ハラスメント防止について	…17	6. 順天堂大学学則	
SNS における注意事項について	…19	…42	
キャンパス敷地内全面禁煙について	…19	7. キャンパス・附属病院マップ	
危険ドラッグについて	…20	…51	

順天堂大学のあゆみ

1838	天保 9 年	佐藤泰然 江戸薬研堀に蘭方医学塾を開く
1843	天保 14 年	佐藤泰然 佐倉に移り、医学塾「順天堂」を開く
1873	明治 6 年	佐藤尚中 下谷練堀町に順天堂医院を建てる
1875	明治 8 年	佐藤尚中 湯島・本郷に順天堂医院を新築開院
1896	明治 29 年	看護婦講習所開設
1943	昭和 18 年	順天堂医学専門学校開校
1946	昭和 21 年	順天堂医科大学に昇格
1947	昭和 22 年	習志野キャンパス開設、全寮制教育始まる
1951	昭和 26 年	順天堂大学に改組、体育学部（Ⅰ類・Ⅱ類）の開設
1952	昭和 27 年	医学部医学科を開設
1959	昭和 34 年	大学院医学研究科（博士課程）を開設
1967	昭和 42 年	順天堂伊豆長岡病院を開院
1971	昭和 46 年	私学初の大学院体育学研究科（修士課程）を開設
1984	昭和 59 年	順天堂浦安病院を開院
1988	昭和 63 年	創立150周年、習志野キャンパスを閉校してさくらキャンパス開設
1989	平成 元年	順天堂医療短期大学開学 順天堂越谷病院を開院
1993	平成 5 年	体育学部からスポーツ健康科学部に改称
1997	平成 9 年	大学院体育学研究科をスポーツ健康科学研究科に改称
2000	平成 12 年	大学院スポーツ健康科学研究科博士課程を開設
2004	平成 16 年	医療短期大学（3年制）を医療看護学部（4年制）として改組・改称 順天堂東京江東高齢者医療センターを開設（東京都の委託から順天堂自主運営に）
2005	平成 17 年	順天堂伊豆長岡病院を静岡病院に改称 練馬病院を開院
2007	平成 19 年	大学院医療看護学研究科（修士課程）を開設
2010	平成 22 年	保健看護学部を開設
2013	平成 25 年	創立175周年を迎える 大学院医学研究科（修士課程）を開設
2014	平成 26 年	大学院医療看護学研究科（博士課程）を開設 日本医学教育歴史館を開館
2015	平成 27 年	国際教養学部を開設
2019	平成 31 年	保健医療学部を開設
2022	令和 4 年	医療科学部を開設

1. 学生生活のしおり

学生生活を始めるにあたって

これから本郷・お茶の水キャンパスで、あなたの学生生活が始まります。新しい環境に早く慣れ、生活設計をしっかりと計画し、自分の意思のもとに実りある有意義な学生生活を過ごしてもらいたいと思います。豊かな教養を備えた優れた社会人に育つためには、正課の授業をおろそかにしないことはもちろん、正課外にクラブ・同好会活動や地域における諸活動に積極的に参加して、友人との交流や様々な経験を積むことが重要なことです。そのためには、健康面や精神面、また経済面においても安定していることが大事です。この冊子には、本学において皆さんが学生生活を過ごす上で必要な事務手続きやルール等が掲載されています。熟読してご活用ください。

事務室と窓口利用時間

部署名	場所	窓口利用時間	
		平日	土曜
本郷・お茶の水キャンパス事務室 教務課（保健医療学部担当）	御茶の水センタービル1階	9：00～17：10	9：00～13：00 （第2土曜除く）
安全衛生管理室 （健康管理室）	センチュリータワー北棟14階		
学生相談室	医局棟3階	9：00～17：00	—
学術メディアセンター	センチュリータワー9階	8：30～23：00	8：30～19：00 （第2土曜のみ17時まで）

※学術メディアセンターに関する詳細は、35ページを参照

長い学生生活のなかでは、いろいろな問題に直面し、悩まされることがあると思います。このような時は、まず自分で問題を解決しようと努力することが大切ですが、時には自分一人ではどうしても解決できない問題もあります。本学ではそのような問題を抱えて困っている学生の相談に応じるために、学生部委員やゼミの先生方、安全衛生管理室が設けられています。1日でも早く問題を解決し、快適な学生生活を送れるよう遠慮なく訪ねてみてください。

①学生部委員・担任

学生部委員・ゼミの先生は、学生生活、修学上の問題など、在学中のあらゆる問題について卒業するまで相談相手となり、適切な助言や指導をしてくれます。相談したい場合は、学生部委員やゼミの先生を訪ねてみてください。

②安全衛生管理室

入学後、学生生活において、健康、対人関係、性格上の問題、精神衛生、家庭、就職上の問題等で悩むことがあると思いますが、このような時は、安全衛生管理室へ気軽に訪ねてみてください。

③学生相談室

皆さんが学生生活を送る上でいろいろな悩みや不安に対する解決方法を探すお手伝いをし、充実したキャンパスライフを送ることができるようサポートするところです。カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）と悩みや不安について一緒に考えていきます。

④本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）

学生生活全般について相談したいことがある時はいつでも訪ねてください。

学生証・ネームプレートについて

学生証（実習時のネームプレートを兼ねる）は、本学学生として身分を証明するものですから、学生は常に携帯するようにしてください。学生証は入学時に交付します。学生証は定期試験受験時、学術メディアセンター利用時、及び各種証明書申請時等に必要となります。提示を求められた時はすみやかに提示してください。学生証を紛失したり、また他人に貸すなどして悪用された場合、大きな被害を受けることになるので、取り扱いには十分に注意してください。

学籍番号の意味

学籍番号は入学してから卒業するまで変わることがなく、定期試験受験時や各種届け等の事務手続きをする際に必要となります。正確に覚えておくようにしてください。

【例】●○△△◆◆◆（7桁）の場合

●	○	△△	◆◆◆
_____	_____	_____	_____
学部	学科	入学年度	個人番号
(8…保健医療学部)	(1…理学療法学科) (2…診療放射線学科)	(西暦下2桁)	

（再発行手続き）

学生証を紛失・破損等した場合は、直ちに本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）で「学生証再交付願」に必要事項を記入し、再発行手数料（1,000円）を納入して、再発行手続きをしてください。交付までは1週間程度の時間を要します。

（学生証の返還）

学生証は退学・除籍等で学籍を失った場合は、直ちに返還しなければなりません。

掲示連絡等について

キャンパスに来たら、まず掲示を見る習慣をつけよう！

本学では学生への連絡事項は、デジタルサイネージ、またはJUNTENDO PASSPORT<J-PASS>によって行います。掲示された内容については、「全ての学生に周知された」と見なしますので、キャンパスに来たら掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見なかったことで生じる不利益は本人の責任となりますので十分に注意してください。

J-PASSの設定方法等については、オリエンテーションにて説明します。至急のお知らせをする場合がありますので、受信メールアドレスを必ず設定してください。

各種証明書・願出・届出について

(1) 各種証明書

各種証明書および発行料は次のとおりです。本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）窓口で申請書を記入、手数料を納入して発行手続きをしてください。期日に余裕を持って申請してください。

種類	取り扱い窓口	発行手数料	備考
学 割 証	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	無料	
在 学 証 明 書		300 円	
成 績 証 明 書			
卒 業 見 込 証 明 書			
卒 業 証 明 書			卒業生に限る
学 生 証 再 発 行		1,000 円	ケース・クリップ紛失時は別途 300 円必要

※センチュリータワー13階の証紙購入機で発券

(2) 欠席届

病気や忌引等でやむを得ず欠席する場合は、所定の「欠席届」に欠席理由を明記し、診断書等の欠席理由がわかる物を添えて、科目担当者へ提出してください。

(3) 休学願

病気やその他やむを得ない事情のため、引き続き3カ月以上修学出来ない場合は、所定の「休学願」に休学理由を明記し、保証人連署のうえ、診断書等の事由を証明する物を添えて本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）へ提出してください。休学期間の学費は減免額を納入しなければなりません。

(4) 復学願

休学期間が終了して復学する場合は、所定の「復学願」に復学理由を明記し、保証人連署のうえ、診断書等の事由を証明する物を添えて本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）へ提出してください。

(5) 退学願

やむを得ず退学する場合は、所定の「退学願」に保証人連署のうえ、退学理由を明記し、本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）へ提出してください。

(6) 再試験受験願等

再試験等を受験する場合は、所定の「追試験・再試験受験許可願」に記入し、受験料を納入してください。

通学について

(1) 通学定期券の購入について

JR などの公共の交通期間を利用して通学する場合、学生証裏面に利用交通区間を明示し、交通機関各社備付の定期券購入用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して購入してください。定期券購入に際して、学生証以外に在籍を証明する書類の提出が求められた場合は、本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に申し出てください。

(2) 自転車通学について

本郷・お茶の水キャンパスでは、学部生・大学院生・研修医に限り、駐輪場の利用が可能です。

駐輪場	使用可能時間	台数
屋内駐輪場（第2教育棟1階）	6時00分～24時00分	42台
A棟駐輪場	制限なし	80台

利用希望者は、所定の申請書を本郷学生課に提出して駐輪許可証（シール）を受け取り、車体後方から見やすい位置に添付のうえ、利用してください。許可証が添付されていない自転車は、駐輪できません。また、近隣にお住まいの方への配慮の観点から、使用可能時間を厳守することが当然ですが、時間内であっても静かに利用するように心がけてください。

(3) 自動車・自動二輪車について

本郷・お茶の水キャンパスでは、自動車・自動二輪車の通学は一切認めていません。クラブ・同好会の活動時に、大学・病院付近の路上に不法駐車・迷惑駐車をしている学生がみられます。この行為は、病院への救急車両の進入を妨げたり、患者さんの来院に支障を来たします。学内だけでなく近隣にお住まいの方や施設にも迷惑がかかりますので、短時間でもコインパーキング等の駐車場に停めるようにしてください。



(屋内用駐輪許可証)



(屋外用駐輪許可書)

自転車安全利用五則

① ① 自転車、車道が原則、歩道は例外

- 普通自転車が歩道を通ることが出来る場合
 - 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
 - 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転してはならない
 - 道路工事や凍結した自転車専用レーンのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、早く自転車などの交通量が少なく、かつ歩道の幅が狭いなどのために道路をよそよそする自転車などの迷惑事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するため中心線を横断し認められるとき（歩道は左側通行が原則）

② ② 車道は左側を進行

- 道路（歩道）の中央から左の部分を通行しなければなりません。（歩道は左側通行が原則）
- 3歳未満の子どもの乗車又は7歳以下の乗車
- 2万円以下の乗車又は100万円以下の乗車又は100万円以上の乗車

③ ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩道は、歩道の中央から歩道寄りの部分を通行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。（歩道は左側通行が原則）
- 2万円以下の乗車又は100万円以下の乗車

④ ④ 安全ルールを守る

④-1 ④-1 飲酒運転禁止

酒気帯びで自転車を運転してはいけません。（酒酔い運転禁止）

④-2 ④-2 2人乗り運転禁止

自転車には、乗客以外の子供を乗せてはいけません。
※13歳以上の乗客が乗車する場合、乗客は必ず大人乗客に同乗する必要があります。（乗客は乗車禁止）

④-3 ④-3 並進走行禁止

他の自転車と並んで通行することはできません。（並進走行禁止）

④-4 ④-4 夜間はライトを点灯

夜間は必ず前照灯を「つ」けましょう。（点滅式も可）また、後部反射板や赤色灯（点滅式も可）も点灯させましょう。（点滅式も可）

④-5 ④-5 信号無視禁止

対面する信号機に必ず従ってください。（信号無視禁止）

④-6 ④-6 一時停止

一時停止場所がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。（一時停止場所）

④-7 ④-7 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。（ヘルメット着用が原則）

④-8 ④-8 乗車用ヘルメットの着用

自転車で行く中、交通安全が第一です。乗車用ヘルメットを着用し、安全な通学を心がけましょう。乗車用ヘルメットを着用するときは、必ずヘルメットの内側に「乗車用ヘルメット」と記載されているヘルメットを着用してください。ヘルメットの内側に「乗車用ヘルメット」と記載されていないヘルメットは、乗車用ヘルメットとして着用してはいけません。

(警視庁ホームページより)

-7-

学生旅客運賃割引証（学割証）について

学生旅客運賃割引（学割）とは、旅客鉄道株式会社（JR 各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社の営業キロが片道 101 キロメートル以上の区間を乗車する際に、運賃が 2 割引になる制度です。発行を希望する学生は、本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）窓口で申込用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して申し込んでください。

注意事項

- ① 発行には申込後 2～3 日かかりますので、長期休暇前は早めに申し込んでください。
- ② 1 回の発行枚数は 3 枚、年間 10 枚までです。
- ③ 有効期間は、交付日から 3 カ月間です。但し、年度末にかかる場合は、3 月 31 日までとなります。
- ④ 旅客鉄道株式会社（JR 各社）のみが対象です。他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。
- ⑤ **申込みは使用者本人のみ可能です。他者への譲渡は絶対にしないでください。**他人名義や期限切れの学割証を使用し、不正が発覚した場合は、運賃の 3 倍相当額を徴収されるとともに、大学が学割発行停止の処分を受けることになり、大学は勿論、他の学生にも多大な迷惑をかけることになります。十分に注意してください。

<学生団体旅行割引について>

課外活動やクラス・ゼミ旅行等で、学生 8 人以上が教職員に引率されて同経路で移動する場合には、団体割引制度が利用できます。JR 各駅のみどりの窓口または団体旅行取扱各旅行代理店にある所定の用紙に旅行計画書、参加者名簿を添えて事務室に提出し、証明を受けてください。割引率は、運賃の 5 割引です。

学費の納入について

在学中の学費は、毎年 4 月 1 日付で保護者宛に学費納入案内が経理課から送付されます。学費は一括納入を原則としますが、一括納入が困難な場合は分納することができます。学費納入案内が送付されましたら、最寄りの金融機関から本学指定の振込用紙を使用して振り込んでください。なお、領収書は振り込み控えにて代えます。

前期学費納入期間（4 月 1 日～30 日）に、全額または半額を納入してください。前期に半額を納入した場合は、次回納入時期に納入金振込請求書を送付します。納入時期は 9 月末日を予定しています。

学費の滞納は除籍となります。やむを得ない事情で期日までに納入できない場合は、すみやかに本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に相談してください。

保健医療学部学費一覧

区分	1 年次（初年度）		2 年次以降	
	一括納入合	分割納入（1 期分）	一括納入	分割納入（1 期分）
入 学 金	300,000 円	300,000 円	—	—
授 業 料	1,000,000 円	500,000 円	1,000,000 円	500,000 円
施設設備費	300,000 円	150,000 円	300,000 円	150,000 円
実験実習費	150,000 円	75,000 円	480,000 円	240,000 円
合 計	1,750,000 円	1,025,000 円	1,780,000 円	890,000 円

※別途諸経費あり（自治会費、保護者会費、学生保険料、その他）

講義・実習・試験について

講義・実習・試験に関する注意事項は、以下の通りです。

- ① 学年歴は、4月1日より翌年3月31日をもって1学年となります。
- ② 授業時間割は、学部・学年毎に配布される「時間割表」を参照してください。
- ③ 別に定める履修要項を参照のうえ、履修登録をしてください。
- ④ 講義担当者の都合等で休講となる場合や、講義の時間・教室・担当者に変更が生じた場合は、掲示等により連絡します。
- ⑤ 試験の方法・日時は、学部・学年により異なります。教育要項及び掲示を参照してください。
- ⑥ 試験中、試験監督者が学生の不正行為を発見してその事実を確認したときは、その学生を試験場外に退出させます。不正行為を行った学生は、当該試験期間中、当該科目以後のすべての試験科目を受験することができなくなり、当該試験期間中の試験もすべて無効となります。不正行為を行った学生については、その氏名を公表し、再・特別試験は行いません。試験終了後においても、当該科目担当者が、不正行為があったと判断してその事実を確認したときは、当該試験期間中の試験はすべて無効となります。
- ⑦ 学生は修学年限の2倍を超えて在学することはできません。

服装・接遇・マナーについて

皆さんは順天堂大学の学生として、学内・学外を問わず一人前の大人として行動することが期待されています。本学では他を思いやり、慈しむ心「仁」の理念のもとに教育を実践しています。その中で、特に皆さんに心がけていただきたいこととして、服装・接遇・マナーを遵守することです。

本郷・お茶の水キャンパス内には、医学部附属順天堂医院を併設しています。この病院は教育実習機関であると同時に一般の患者さんのための病院でもあります。この立地の特性を理解し、患者さんや一般の方々からも好まれるような服装・接遇・マナーを身に付けてもらいたいと思います。

注意事項

- ① 大きな声を出したり、広がって道を歩いたりしないようにしましょう。特にキャンパス内では、患者さんや一般の方々が通路を歩いていたら、すみやかに道を譲りましょう。また、キャンパス内で患者さんから道を訪ねられたら、出来るだけその場所までご案内するようにしましょう。院内で不自由になっている患者さんを見かけた時は、進んで手を貸すなどして患者さんの良き援助者となってください。
- ② 男女ともに清潔で不快感を与えない頭髪・服装を心がけましょう。
- ③ 相手を不快な気持ちにさせないように、相手の立場になって考えて行動するようにしましょう。

大講義室・小講義室等の利用について

本郷・お茶の水キャンパスの教室は、下記の通りです。授業で使用していない教室は自己学習部屋として開放します（実習室除く）。私物は一切置けませんので、置き忘れ等は十分に気をつけるようにしてください。

自習室	御茶の水センタービル2階
ゼミ室	御茶の水センタービル3階、診療放射線学科実習棟10階
小講義室	御茶の水センタービル4階・6階・7階
大講義室	御茶の水センタービル3階・6階・7階、診療放射線学科実習棟8階
実習室	御茶の水センタービル8階・9階、診療放射線学科実習棟4階・5階・6階・7階・9階

※センチュリータワー内にも教室やランニングコモンズ等利用できる施設があります。

マルチメディア教室の利用について

センチュリータワー北棟8階にマルチメディア教室があります。情報処理、文書作成、インターネットによる情報検索、電子メール等のコンピュータ端末を使った様々な活動ができるよう整備されています。学内外のネットワークにつながっていますので、十分に責任をもって使用してください。

(1) 利用時間

月曜～金曜 午前9時～午後6時30分まで ※ 授業のない時間帯のみ利用可能

(2) 閉室日

- ① 土曜日、日曜日、祝祭日および創立記念日（5月15日）、年末年始休業期間
- ② システム作業・メンテナンス等が必要と認められた日

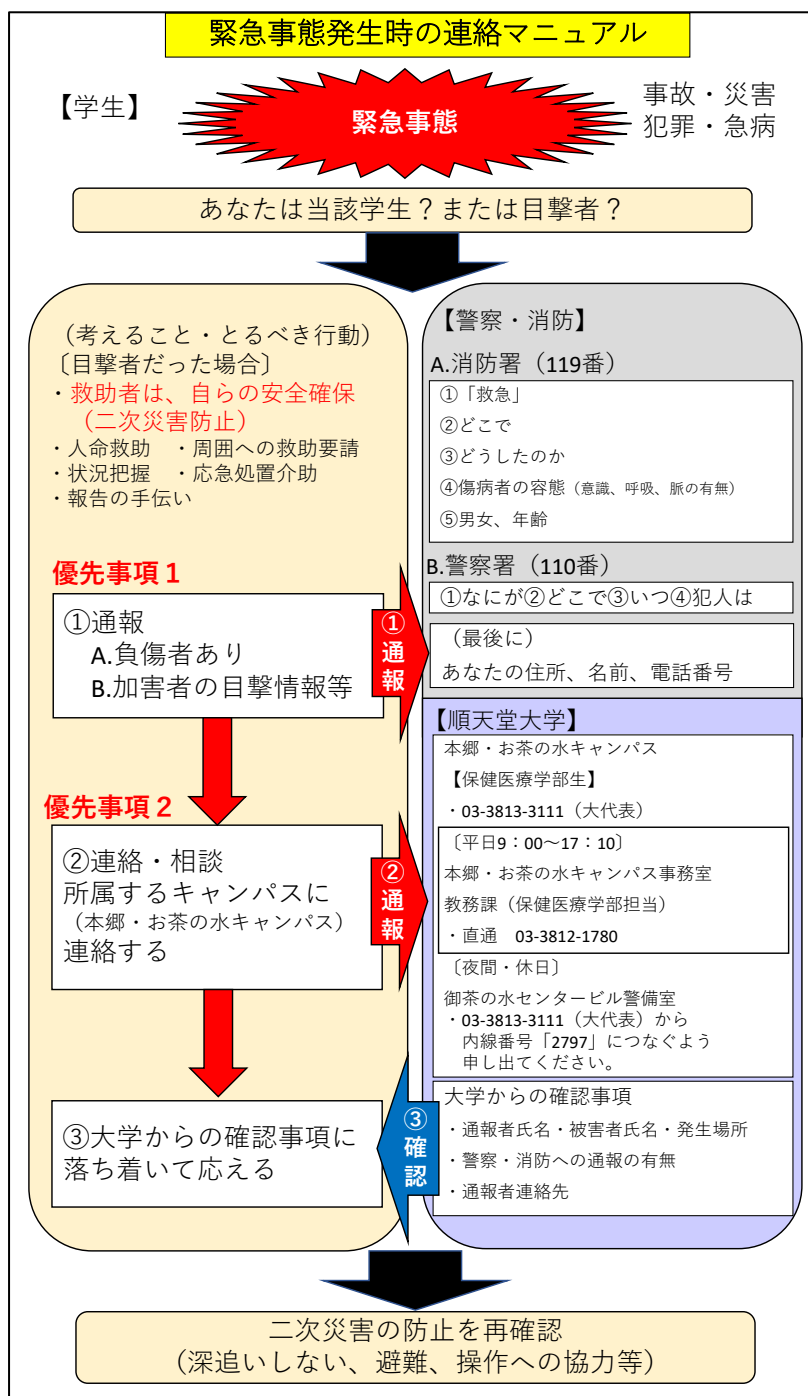
(3) 利用に際して

- ① 利用時は、周りの利用者に迷惑をかけないようにしましょう。
- ② パソコン等の精密機器の取扱いは十分に注意し、丁寧に使用してください。
- ③ 教室内の設備および備品の持ち出しは厳禁です。
- ④ インストールされているソフトウェアのコピーは絶対にしないでください。
- ⑤ 飲食物や水滴が機器類にかかったりこぼれたりすると、動作不良や故障の原因になるので、飲食物の持ち込みや教室内の飲食は絶対にしないでください。濡れた傘の持ち込みも禁止します。傘立てを利用してください。
- ⑥ 静穏な環境保持のため、携帯電話の使用を禁じます。
- ⑦ 荷物や貴重品等の管理は各自で行ってください。

2.学生生活における留意事項

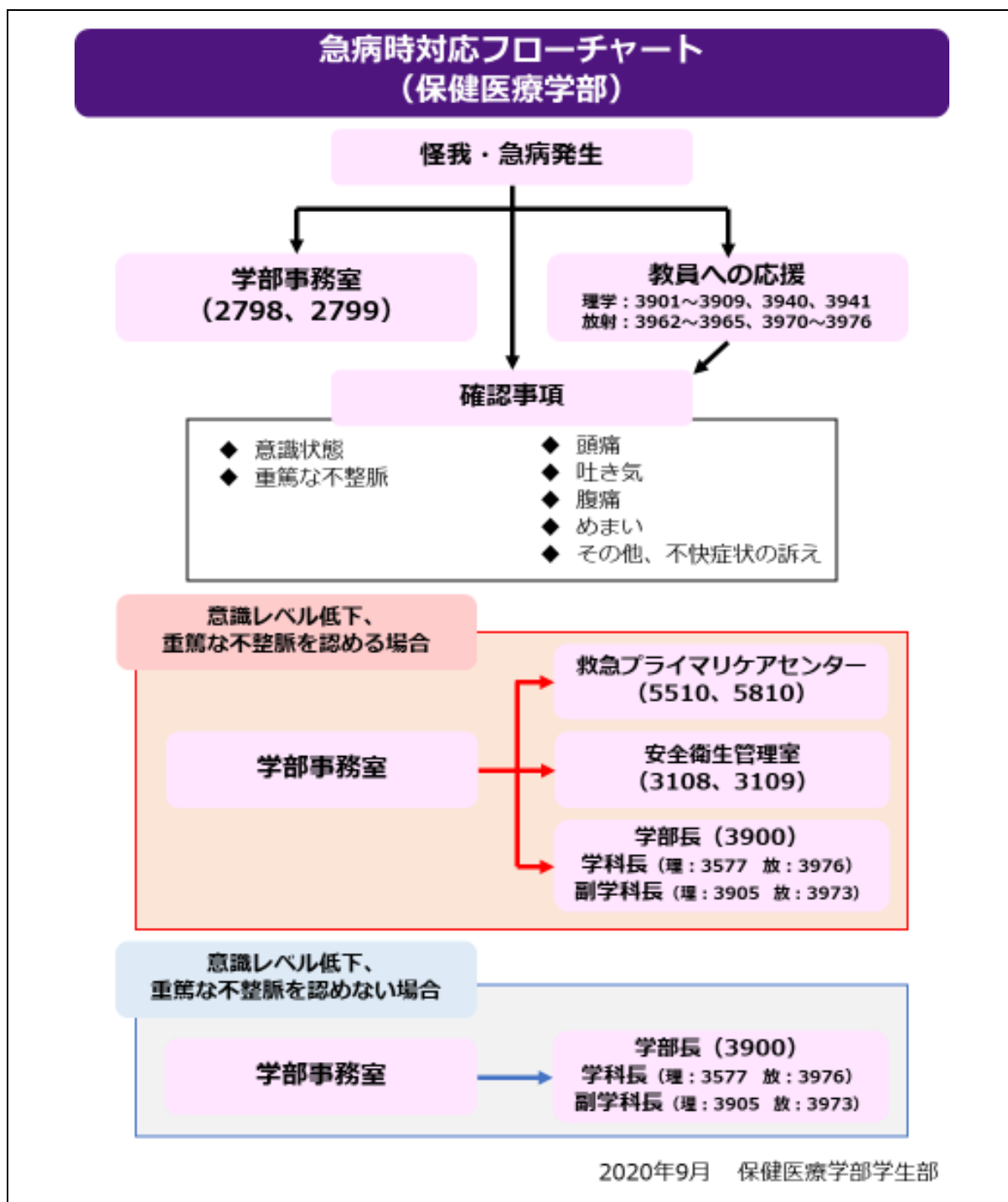
緊急連絡先について

学生生活においては、いつ・どのようなトラブルに巻き込まれるか予測が付きません。万が一、緊急事態が発生した時は、「緊急事態発生時の連絡マニュアル」を参照のうえ、速やかに警察や消防への通報および本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に連絡してください。



急病時対応フローチャートについて

怪我や急病発生時は、「急病時対応フローチャート」を参照のうえ、速やかに対応してください。



海外渡航・留学時における注意について

海外では、どこにどのような危険があるのかが十分に把握できないこともあるため、テロや暴動、盗難・紛失、病気・事故、過失や債務不履行に伴う損害賠償等、様々な被害に遭う可能性が高くなります。危険を感じる状況等を出来るだけ避け、常に危険等を予測してから行動するように心がけてください。自分の身は自分で守るという原則「自己責任」の心構えで、留学先地域の治安情勢、犯罪の傾向・手口、衛生状況や病気・医療に関する情報、風俗・習慣・国民性、現地の法令や法律等の社会情勢等、常に最新の情報収集を行うよう心がけてください。旅行保険への加入や在留登録(たびレジ・在留届)を必ず実施し、事故や犯罪等に巻き込まれた場合に、安否確認ができるようにしてください。

本学では、海外に渡航する場合には「海外渡航届」の提出を必須としています。個人旅行で渡航する場合においても、忘れずに提出するようにしてください。

大地震発生直後の基本行動

大地震が発生したら、むやみに動かず周囲の安全を確認し、冷静に行動することが大切です。大地震の発生直後と発生から数分間に皆さんが取るべき具体的な基本行動は次のとおりです。いざという時に、すぐに行動できるようにしておきましょう。

	キャンパス内にいるとき	自宅にいるとき	通学中
緊急地震速報を受信した時	緊急地震速報は、速報を知ってから強い揺れが来るまで、長くても数秒から数十秒と極めて短く、また震源に近い所では情報が間に合わない場合もあることをよく認識しておく。		
	<ul style="list-style-type: none"> 建物内では頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。 あわてて外に飛び出さない。 無理して火を消さない。 		<ul style="list-style-type: none"> 屋外では、ブロック塀の倒壊等に注意する。 看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルや建物から離れる。 鉄道やバスなどに乗車中は、つり革や手すりにしっかりつかまる。
大地震発生（一分以内）	何処に居ても身の安全を守り、冷静に行動する。		
	<ul style="list-style-type: none"> 窓の近くはガラスが割れて危険なので速やかに離れる。 屋外にいる場合は、建物から離れ落下物に注意して安全な場所に避難する。 近くに身を隠す場所がない場合は、蛍光灯などの落下物から頭を守るためにバッグや衣類などで頭を覆う。 		
	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターでは、すぐに各階のボタンをすべて押し、停止した階で降りる。閉じこめられた場合は、非常ボタンを押し続け、救出を求める。 学生も教職員も「机の下!」、「棚から離れて!」など、声をかける。 薬品を使用している場合は、薬品から離れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな棚などは中のもので飛び出し危険なので離れる。 机の下にもぐるなど身の安全を確保する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 就寝中は、布団や枕などで頭を守り、転倒のおそれのある家具から離れる。 風呂・トイレにいる場合は、ドアや窓を開け、避難経路を確保する(風呂・トイレは比較的安全な場所といわれている)。 		
身の安全を確保しながら、次の行動(防火の確認・消火行動、負傷者の有無の確認、救急・救護行動)を想定する。			

	キャンパス内にいるとき	自宅にいるとき	通学中
揺れが収まってくる（一〜二分後）	地震の揺れが収まった後の行動のポイントは、「自分の身の安全を確保する」・「2次災害の防止に努める」・「負傷者の救助にあたる」です。		
	【基本行動】 <ul style="list-style-type: none"> ・冷静に落ち着いて行動する。 ・建物は大丈夫か、火災は発生していないか、負傷者はいないかなど確認する。 ・火災の場合は、自分の身が安全な範囲で初期消火に努める。 ・負傷者がいる場合は、周囲に助けを求め、応急手当を行う。 【自分が負傷した場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・大声をあげて助けを求める。 ・声が出ない場合は、大きな音を出すなどし、助けを求める。 【行動のポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ・火災が起きている場合は、タオルやハンカチで口を覆い避難する。 ・エレベーターは使わず、階段を使用する。 ・押し合うなど周囲の人の安全を脅かすことのないよう協力しあって避難する。 		
	【2次災害の防止】 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ対策として、ガスの元栓をしめる。 ・電気火災、漏電の対策として、配電盤のスイッチを切り、電気器具はプラグを抜く。 		
揺れが収まってから	防災センター等の指示に従って行動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難場所に避難する。 ・狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。 ・海の近くにいるときは、高所に避難する。 ・津波から身を守る。 	今いる場所から、 ①大学に行くか ②自宅に行くか ③居住地域指定避難場所等に行くか は、距離、自分の体力、周りの状況等を総合的に適切に判断する。移動は原則として徒歩で移動する。
	通信手段が普及したら安否を家族や大学に知らせる。 大学に参集した学生は、防災センター等の指示に従い患者救護の補助に当たる。 ◎大学には3日分の非常食と水を備蓄している。		

急性アルコール中毒に注意しよう！

新入生歓迎会に始まり卒業生の送別会まで、学生生活の中ではアルコールを飲む機会が数多くあると思います。全国の大学で、急性アルコール中毒が原因として若い命が失われています。本学では、クラブ・同好会内での飲酒により急性アルコール中毒が発生した場合は、活動停止などの厳しい処分をとることにしています。飲酒時には次の事項に十分注意してください。

- ① 未成年の飲酒は法律で禁止されています。絶対にしてはいけません。
- ② 体調の悪いときは、飲酒は控えるようにしましょう。
- ③ 度を過ぎた飲酒はやめましょう。
- ④ 飲めない相手には無理強いをしてはいけません。
- ⑤ 上級生に勧められても断る勇気を持ちましょう。
- ⑥ 一気飲みやコールはやめましょう。

**2時間の飲み会、
「死」という結末を迎えないために。**

大学生の飲酒によっておこる惨劇事件の多くは、2時間ほどの飲酒が大量飲酒時にあたっています。酔い、落ちる、酔いっぴりになる、急性アルコール中毒になる、酔いつぶれて倒れる、起こってしまってもいなくなります。2時間、ただ「酔いつぶる」ことが目標の飲み会ではありません。どんな結果が待っているでしょうか、ちょっと考えてみましょう。

※この冊子は、酒類の飲用を奨励するものではありません。
アルコールの飲用は、適量を守り、飲酒運転は絶対にやめましょう。

2時間の大量飲酒以外にも、「死」に近い結末を迎える飲み会がある。

飲酒にあつかわる覚えのないケガ、酔った状態での事故に巻き込まれてください。

飲酒による事故、酔いつぶれて倒れる、急性アルコール中毒になる、酔いつぶれて倒れる、起こってしまってもいなくなります。2時間、ただ「酔いつぶる」ことが目標の飲み会ではありません。どんな結果が待っているでしょうか、ちょっと考えてみましょう。

今から知っておこう、アルコールに関する正しい基礎知識。

「酔い」のメカニズム4段階と、それぞれの段階の対処法は？

- 1 酔い（気分がよくなる）
気分がよくなる（酔い）
大量飲酒が原因で、酔いつぶれて倒れる（酔い）
- 2 酔い（気分がよくなる）
気分がよくなる（酔い）
大量飲酒が原因で、酔いつぶれて倒れる（酔い）
- 3 酔い（気分がよくなる）
気分がよくなる（酔い）
大量飲酒が原因で、酔いつぶれて倒れる（酔い）
- 4 酔い（気分がよくなる）
気分がよくなる（酔い）
大量飲酒が原因で、酔いつぶれて倒れる（酔い）

酔いつぶれた人には「適切な介助」を
「適切な介助」は酔いが「意識する状態ではない」
酔いつぶれた人を発見したら「適切な介助」を
酔いつぶれた人は「適切な介助」が必要！

すぐに救急車を呼ぶべき状況
・大量の嘔吐、意識がもうろうとしている、呼吸が止まっている、
・呼吸が浅くなっている、呼吸が止まっている、
・意識が下がって、全身が冷たくなっている、
・顔色が青紫を帯びている、
・呼吸が異常に早くて浅い、呼吸が止まっている、

(イッキ飲み防止連絡協議会ホームページより)

ハラスメント防止について

本学は「人ありて我在り、他を思いやり、慈しむ心」という「仁」の精神を学是としています。教育・研究・臨床を推進する国際的な機関として、セクシャル・ハラスメントをはじめ、いかなるハラスメントも容認しません。

匿名を背景にブログ等に悪意の書き込みを行うネット世界の「暴力」が年々増加し、書き込んだ人が刑事責任を追及されるなど社会問題になっています。また、他人に飲酒を強要、イッキ飲みや酔い潰しといったアルコールハラスメントも重要な問題です。ちょっとした軽い気持ちで起こした行動で、大切な友人を急性アルコール中毒により死亡させてしまった事故をニュースで見た人もいます。

ハラスメントの被害を受けた場合には、すみやかに教員や本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部）に相談してください。本学ではハラスメントに関して相談係がおります。相談係についてはオリエンテーション内でご紹介します。事実関係を確認して公平に対処し、相談したことにより不利益な取り扱いを受けることはありません。また、相談者のプライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

■ハラスメントの定義

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

以下に一般的なハラスメントの定義を紹介します。

(1) セクシャルハラスメントとは？

セクシャルハラスメントとは、本人が意図する、しないに関わらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

(2) アカデミックハラスメントとは？

研究教育の場における権力を利用した嫌がらせです。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

(3) パワーハラスメントとは？

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

(4) アルコールハラスメントとは？

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

(5) モラルハラスメントとは？

言葉や態度、身振りや文書などによって、人間の尊厳を傷つけたり、肉体的・精神的に傷を負わせて、大学を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、大学の雰囲気が悪くさせることです。

(6) ジェンダー・ハラスメントとは？

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決めつけを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

■守秘義務

相談を通じて知り得た相談者の個人情報、ハラスメント防止委員会の外部に漏らすことはありません。また、相談業務以外の目的で、個人情報を取扱うこともいたしません。

本学部は、来談者の皆さんとよりよい信頼関係を築くために、以下のような方針に基づいて、相談を行っています。

(1) 関係者（保護者・教職員など）からの問い合わせ

相談者にとって、保護者・教職員・同僚・知人などに知られたくないことも少なくないと考えます。従って、相談者以外の問い合わせには、原則として応じないこととしています。

(2) 例外として開示する場合

以上のような方針で相談業務を行いますが、次のような場合で、保健医療学部ハラスメント防止委員会が必要と判断したときには、この限りではありません。

- ◎生命・身体の安全に関わる場合。
- ◎他人の利害を著しく害する場合など。

(3) 相談関係者へのお願い

相談内容が他者（特定・不特定多数に限らず）に知られる行為（例：インターネットの掲示板など）は相談の進行に支障が生じる場合がありますので厳に慎んでください。

SNS における注意事項について

「ハラスメント防止について」でも述べましたが、ブログやツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）を利用する際は、発言や書き込み内容については十分に留意し、他者を誹謗中傷したり偽情報を流布することは絶対にやめましょう。

特に個人の特定につながるような情報を記載することはやめましょう。学内での出来事や実習施設、教職員等について記載することは、記載された人や大学、実習施設に大きな迷惑をかけるトラブルにつながります。不適切な画像や書き込みを行ったことにより、逆に自身が誹謗中傷を受ける場合もあります。

本学では、ソーシャルメディア利用ガイドラインを設けています。順天堂の一員、そして社会の一員であることを自覚し、責任をもって利用しましょう。

順天堂大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

○ 個人で利用する場合の留意点

1. 順天堂の一員、そして社会の一員であることを自覚し、責任をもって利用しましょう。発言・投稿は、広く一般の目に触れることがあります。学生、研究者、教育機関の教職員、医療機関の従事者として、事実にもとづく正確な情報を伝えるように心がけ、資質を問われない軽率な発言や立場をわきまえない発言・投稿は行わないようにしてください。
2. ソーシャルメディアの利用については、法令や各サービスの利用規約を良く理解し、学内規則等を遵守した上で利用してください。
3. 自分が投稿・発信した内容に対し責任を持たなければなりません。一度ネットワーク上に公開すると完全には削除できないことを認識し、思慮深い発言・投稿を行うとともに、自分自身及び発言・投稿中の第三者の名誉やプライバシーの保護に留意してください。
4. 順天堂の関係者であることを明らかにしている場合には、自身の意見・見解が順天堂の意見・見解を代表・代弁するものではないことを明記してください。また発信した内容が社会から順天堂を代表する発信と受け取られることのないよう十分に注意してください。
(例) プロフィール「・・・。なお、発言は個人的なものであり、所属組織を代表するものではありません。」
5. 断りなく他人の写真を利用したり、他人が著作権を持つものを利用するなど、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないように注意してください。
(本学のロゴマークの無断使用もこれに含まれます。)

6. 閲覧者に敬意を払い、次のような情報の発信は行わないようにしてください。

- (1) 誹謗中傷する内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 他人のプライバシーに関する内容
- (4) 人種、宗教、身体、病気、ジェンダー、思想、信条等に関する差別的な内容
- (5) 違法・有害な内容

7. 教職員が学生や受講者等に利用させる場合、自身のプライバシーの保護や発言の影響範囲に関して、十分な説明とリスク管理方法を周知徹底したうえで、事故が発生しないよう配慮してください。

8. 立場上知り得た守秘義務のある情報を発信しないでください。但し「公益通報者保護法」に基づく情報の発信を妨げるものではありません。

9. ソーシャルメディアを介したコンピューターウイルスが存在します。ソフトやアプリの安易なダウンロードを避け、使用するパソコンやスマートフォンにはセキュリティアプリをインストール、OS・Web ブラウザ等は最新のものに保つなどの対応を心掛けてください。

○ 組織で利用する場合の留意点

1. 一つのアカウントの複数者による利用は、発言の責任の所在、パスワード等の管理責任の所在が曖昧となり、なりすまし発言等の事故の原因となります。組織の責任者の承認を得た内容を決められた人が発信するという運用をしてください。
2. 公式アカウントであることを明示するとともに運用ポリシーを策定し明示してください。
(例) ○○の公式アカウントです。○○についての情報を発信しています。お寄せいただいたご意見・ご質問にはお答えできないこともあります（原則お答えできません）のでご了承ください。
また、誹謗中傷や個人情報の書き込み等があった場合は削除する場合があります。

キャンパス敷地内全面禁煙について

本郷・お茶の水キャンパス敷地内は全面禁煙です。また、大学周辺は、「路上喫煙禁止地区」（立ち止まるとの喫煙も禁止）として文京区長が指定する「重点地域」です。喫煙は健康に悪影響を及ぼしますので、控えるようにしましょう。

(参考)

健康増進法（第五章第二節 受動喫煙の防止第二十五条）平成 15 年 4 月 1 日施行

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他

の多数の者が 利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

危険ドラッグについて

「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」「デザイナーズドラッグ」などと称して販売されている薬物があります。しかし、その実体は危険な「違法ドラッグ」です。危険ドラッグを使用すると、自らの身体に悪影響を及ぼすばかりか、事故などにより他人を傷つけることもあり、絶対に許されるものではありません。

危険ドラッグは、繁華街やインターネットなどで「合法」「ハーブ」「お香」と称して販売されていることがあり、軽い気持ちで手を出す人が少なくありません。「一度だけ」のつもりでも、繰り返し薬物に手を出してしまう特有の禁断症状が現れるため、更に乱用を繰り返すこととなります。

危険ドラッグの誘惑は皆さんの身近にあります。もし誘われても、勇気をもってきっぱり断りましょう。また、本人にそのつもりは無くとも事件に巻き込まれる場合もあります。危険な場所には近づかないようにしましょう。



(厚生労働省ホームページより)

悪徳商法に注意しよう！

入学シーズンになると全国的に多発するのが悪徳商法です。言葉巧みに接してくるので十分に用心してください。万が一、契約をしてしまった場合は、クーリング・オフ制度ですみやかに対応しましょう。

(1) キャッチセールス商法

路上で話しかけられ、甘い言葉で何かを売りつけられる。

(2) アポイントメント商法

電話などで「貴方が**に選ばれました(当選いたしました)。**まで来てください。」等と誘われ、会ったが最後、高額な商品・会員券を強引に売りつけられる。

(3) 士(さむらい)商法

電話等で「これからは**士の時代。資格が簡単にとれる講座がある。」等と誘い、代金を振り込ませて何も送らない。

(4) マルチ商法

マルチ商法とは、先輩・友人・知人などに「必ずもうかる」、「稼げる仕事がある」と会員制ネットワークビジネスセミナーに誘われて販売組織に入会した人が、さらに別の人を入会させると利益が得られる仕組み、と称している商法です。

しかし、実際には別の人を加入させられず、多額の借金を抱え込んだり、友人・知人との人間関係を壊してしまった例が多々あります。

クーリング・オフ制度とは

この制度は、訪問販売で契約した商品・サービスが本当に必要かどうか、冷静に考え直すためのもので、購入契約の申込みや、契約した日を含めて8日以内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができるものです。

クーリング・オフは、電話ではなく必ず書面で通知してください。内容証明郵便、または簡易書留にしたハガキで通知してください。相談は消費者センターに問い合わせてください。

通知は書面で行うこと!

東京都消費生活総合センター	電話：03-3235-1155	(平日) 午前9時～午後4時
文京区消費生活センター	電話：03-5803-1106	(平日) 午前9時30分～午後4時

「振り込め(おれおれ)詐欺」に注意!

本学では、「振り込め(おれおれ)詐欺」を狙ったと思われる電話が学生にあったことが数件報告されています。いずれの場合も、保護者が本人と直接連絡・確認を取ったため、直接の被害はありませんでした。

しかし、最近では手口が多様化しています(例：交通事故を装った場合は、警察官、被害者の男性、保険会社の社員、泣いている女性、さらに効果音等々)。また、弁護士を名乗る等、かなり手の込んだやり方も現れているとのことであり、被害に遭わないためにも日頃から家族と連絡を取り合うようにしてください。

キャンパス内の所持品管理に注意！

大学では、所持品の管理は自分自身で注意しなければなりません。キャンパス内だからといって安易に所持品を放置せず、特に貴重品は常時携帯し、自己管理を徹底してください。

特に、クラブ・同好会の部室における盗難が多く報告されています。不在時は必ず施錠して、備品の管理を徹底してください。

もし盗難にあった場合は、キャッシュカード・クレジットカードはすみやかに使用停止の連絡をした後、必ず本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に届け出てください。

キャンパス内の落とし物・忘れ物は、最寄りの警備室または本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）を訪ねてください。

マスメディアへの出演について

マスメディアへの出演・掲載等は事前申告が必要です。

テレビ・ラジオ・舞台・映画等に出演したり、新聞・書籍・雑誌等に記事や写真が掲載されるような場合には、必ず事前に相談してください。

マスメディアの恐ろしいところは、たとえ事実とは反する歪められた形だったとしても、一旦、流されてしまったものを修正するのは容易ではないという点です。実際にファッション雑誌用にと言われて撮影された写真が低俗な風俗雑誌に掲載されてしまったというようなケースもあります。

軽々しく応じて、後々生活や学業に支障をきたすことがないよう熟慮し、もし出演するような場合は、取材・撮影日等に余裕を持って本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）まで申し出てください。

国民年金について

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内に住んでいる20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

また、学生納付特例制度は、所得がない学生が将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることが出来なくなること等を防止するために、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度ですので、ぜひ活用しましょう。

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお近くの年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口まで問い合わせてください。

（参考 URL） 日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp>

3. 学生生活の支援

課外活動について

課外活動は、学生生活を有意義に送り、大学生として相応しい識見と人格を養い、その精神生活を豊かにすることを目的としています。本学では、各学部の自治会組織の下に運動系、文化系のクラブ・同好会があります。学生は課外活動の意義を十分に理解し、自分の趣味や適正等を考慮し、学業に支障を来さない程度に進んで参加するようにしてください。

保健医療学部クラブ・同好会一覧

部活動	同好会
保健医療学部診療放射線学科フットサル部	多言語倶楽部
FHS tennis club in JU	旅行同好会
保健医療学部理学療法学科フットサル部	スキー・スノーボード同好会
保健医療学部バレーボール部	硬式野球同好会
保健医療学部軟式野球部	陸上競技同好会
保健医療学部バスケットボール部	順天堂ディズニー同好会
保健医療学部バトミントン部	アカペラ部 TKNΦTEM

上記以外に、新たに課外活動団体の設立を希望する場合は、自治会または本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）にご相談ください。

課外活動団体に対する安全対策指導等について

保健医療学部事務室では、課外活動団体に対して、安全対策等に対する学生の意識を高め、注意喚起を目的として、定期的に安全対策指導を行っています。

保健医療学部事務室による指導内容

- ① 主将・代表者会議において、課外活動を行うにあたっての心構えや事故等を説明し、学生として望ましい課外活動のあり方に関するオリエンテーションを行う。
- ② 年2回、学生部委員会に主将・代表者等を招集し、安全対策等に関する指導を行う。
- ③ （医学部）毎年クラブ活動報告書を作成し、教授会で学生生活に関する現状報告を行う。
- ④ 定期健康診断の受診を必須とする。また、医学部スポーツ系団体は、メディカルチェック・安全対策講習会の実施し、指導を行う。
- ⑤ 緊急連絡網を作成させ、事故発生時にはすみやかに学生部、部長・顧問に報告させる。
- ⑥ 保護者会において、課外活動団体の状況を報告するとともに、大学としての安全対策等を説明する。

健康管理と健康相談

健康であるということは、勉学・課外活動等の学生生活を送る上での必要条件です。健康に対する自覚と病気に対する予防対策及び早期発見、早期治療に努めるよう心掛けましょう。

【定期健康診断】

本学では、毎年春季および秋季に定期健康診断を実施し、健康状態の把握とともに病気の早期発見治療に努めています。

【健康保険証】

病気・ケガ等で医療機関を受診した場合、健康保険証を持っていれば窓口負担は3割で済みますが、持っていないと治療費を実費で支払うことになります。必ず健康保険証の交付を受けるようにしましょう。

【安全衛生管理室について】

本学では学生の心身健康を管理し、かつ健康保持に関する相談等に対応するために、安全衛生管理室を設けています。安全衛生管理室では学生の健康面の相談を受付けていますので、気軽に訪ねてみてください。(時間・場所は、4頁を参照)

【学生相談室について】

学生生活を送る上でいろいろな悩みや不安について、カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)と一緒に考えていきます。(時間・場所は、4頁を参照)

保険について

学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員となり、本学学生は全員が加入しています。この保険の対象となる事故が発生した場合、直ちに本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課(保健医療学部担当)に報告してください。事故発生から30日以内に報告がない場合、保険金が支払われない場合があるのですみやかに届け出るようにしてください。

保険の概要について

① 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業(以下総称して「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げている間を含みます。

- i. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
- ii. 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間、または、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし、寄宿舍にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則した所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登攀やハンググライダーなど危険なスポーツを行っている間を除きます。

⑤ 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

⑥ 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます）により、大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

⑦ 賠償責任保険

日本国内外において保険期間中に、学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上支払わなければならない損害賠償金をてん補限度額の範囲内で支払います。

【保険が支払われない場合】

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

【保険金の種類と金額】

	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中・学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で学校 施設内にいる間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	
学校施設外で大 学に届出た課外 活動中				
通学中			治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	
学校施設等相互 間の移動中				

学生総合保障制度

保健医療学部では、他人に損害を与えてしまったり、事故により扶養者に万が一のことがあったりした場合のために「総合保障制度」に全員が加入しています。この保険の対象となる事故が発生した場合、直ちに本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に報告してください。

<以下のような場合に保険が適用されます>

- ・他人に損害を与えた場合
- ・事故により扶養者に万が一のことがあった場合
- ・学生本人がケガをした場合
- ・地震に見舞われてケガなどをした場合
- ・学生本人が日射または熱射により障害を被った場合
- ・偶然な事故により他人から受託した財物の損害賠償責任を負った場合
- ・特定の感染症を発病した場合

【保険金額】

補償内容	個人賠償責任保険金額		1事故につき1億円（自己負担金額0円）	
	育英費用保険金		一括して400万円	
	ケガ	死亡・後遺障害保険金		10万円
		入院保険金		1日につき1,000円
		通院保険金		1日につき500円
		手術保険金		<入院中に受けた手術>入院保険金日額の10倍 <外来で受けた手術>入院保険金日額の5倍
	受託品賠償責任保険金額		1事故につき最高10万円（自己負担金5,000円）	

奨学金制度について

本学では、勉学意欲及び能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生や、家計が急変して学業の継続が困難となった学生に対し、学資の一部を貸与することによって経済的負担を軽減し、学業を継続させることを目的にした各種奨学金を扱っています。

募集時期等の詳細については、学内掲示板に掲示するので、希望者は掲示を確認してください。

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構が「独立行政法人日本学生支援機構法」に基づき、人物学業ともに優秀であり、経済的理由のため修学困難な学生に貸与する制度で、概要は次の通りです。

【貸与】

① 2021 年度貸与月額一覧表

種類	貸与月額		利息
	自宅	自宅外	
第一種奨学金	54,000 円	50,000 円、64,000 円	なし
	20,000 円、30,000 円、40,000 円		
第二種奨学金	20,000 円～120,000 円（10,000 円刻み）		平成 29 年度 4 月現在 年利 3%を上限に選択制

② 募集時期

募集時期	受 付	備 考
4 月中旬	本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課 (保健医療学部担当)	家庭の事情が急変（世帯主死亡・火災など）したため貸与を希望する者は、受付時期に関わらず申し出てください。

③ 出願資格（学力基準のみ掲載、家計基準は日本学生支援機構ホームページを参照）

【第一種、第一種と第二種の併用貸与】

1 年次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校 2～3 年の成績の平均が 3.5 以上の人 ・ 高等学校卒業程度認定試験合格者 ・ 家計支持者が住民税非課税であり、下記いずれかに該当する人 ①特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること ②学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること
2 年次以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の成績が本人の属する学部（科）の上位 1/3 以内の者

【第二種】

全学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出身学校又は大学における学業成績が平均水準以上と認められる者 ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者 ・ 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 ・ 高等学校卒業程度認定試験もしくは大学入学資格検定合格者で、上記に準ずると認められる者
------------	--

④ 緊急採用・応急採用について

家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは震災、風水害、火災その他の災害、又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより、家計が急変した際に貸与する奨学金制度です。

緊急採用	第一種の学力基準を満たす人でなくても、特定の分野において特に優れた資質能力があると学校長が認めた人、また、学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認めた人も申し込むことができます。
応急採用	第二種の学力基準よりゆるやかな基準となっています。

⑤ 奨学生の採否

出願者の中から、奨学生推薦基準に基づき学内選考委員会で適格者を選考のうえ、日本学生支援機構に推薦し、日本学生支援機構が採否を決定します。

⑥ 貸与期間

貸与期間は、採用時から卒業までの最短就業年限ですが、学業成績不振、品行不良等の場合は、年度途中であっても奨学金の停止あるいは取消の処分を受けることがあります。

⑦ 奨学金の返還

日本学生支援機構の奨学金は、返還の義務を伴います。卒業後、日本学生支援機構が指定する期日より、返還が開始されます。

⑧ 予約奨学生

高校時代に日本学生支援機構の予約奨学生となった者は、「進学届」を所定の期日までに本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に提出してください。

⑨ 高校時代の日本学生支援機構奨学金受給者

高校時代に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた奨学生は、「在学届」を所定の期日までに本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に提出してください。大学在学中の返還が猶予されます。この手続きをしないと奨学金返還払込通知が送付されますので注意してください。

【給付】

⑩ 日本学生支援機構給付奨学金について

以下の家計基準（目安）および学力基準を満たす場合、日本学生支援機構より給付奨学金を受け取ることが可能です。（詳細は入学後、奨学金説明会にてお知らせします。）

【家計基準】【(○) が給与所得者の世帯（年間の収入金額）】

世帯人数	想定する世帯構成	第1区分	第2区分	第3区分
2人	本人、母(○)	229	332	402
3人	本人、母(○)、中学生	289	391	457
4人	本人、親A(○)、親B(無収入)、中学生	295	395	461
4人	本人、親A(○)、親B(○)、中学生	親A:295	親A:336	親A:409
		親B:115	親B:155	親B:155
5人	本人、親A(○)、親B(パート)、大学生、中学生	親A:321	親A:395	親A:461
		親B:100	親B:100	親B:100

(単価：万円)

【学力基準】

以下は日本学生支援機構HPより抜粋

(在学生)

1. GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること
2. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書に八尾と確認できること

(新入生)

以下の1. もしくは2. のいずれかに該当する必要があります。

1. 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
2. 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

【給付金額】

区分	自宅通学	自宅外通学
第1区分	38,300円	75,800円
第2区分	25,600円	50,600円
第3区分	12,800円	25,300円

※区分によっては第1種貸与奨学金貸与金額が減額されることがあります。

その他の奨学金制度について

その他の奨学金制度については、制度によって金額や採用条件が異なりますので、学内掲示板をご確認いただくか、本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（保健医療学部担当）に相談してください。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

本学に入学・在学する学生の保護者の方は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みことができます。「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を融資する公的な制度で、これまで430万人を超える方々に利用されています。

【融 資 額】	学生・生徒1人あたり350万円以内
【利 率】	年1.68%（令和2年11月2日現在）
【返済期間】	15年以内（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円以内）の方は3年の延長が可能）
【使いみち】	入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など
【返済方法】	毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

詳しくは、「国の教育ローン」コールセンター（0570-008656）までお問い合わせください。

「日本政策金融公庫ホームページ」のご案内

○ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/> ※ホームページからも申込み可

修学援助基金

修学援助基金とは、在学生の学費支弁者に不慮の事故あるいは天災等により学費の支弁に困難が生じた場合、保護者会より、修学困難な学生に学資の一部を支給する制度です。申請を希望する学生は、教務課（保健医療学部担当）まで申し出てください。

【月 額】 保健医療学部保護者会より35,000円

【支払方法】 指定口座に振り込み

【返済義務】 なし

福利厚生について

学内には、センチュリータワー地下1階に食堂があります。経済援助の面からできるだけ安価に、また食生活改善の面から栄養バランスのとれた内容の食事ができるように配慮されています。

また、1号館1階には「山の上ホテル」直営のレストラン「HILLTOP」があり、本格的な和洋中華の味を楽しむことができます。D棟1階には「グリーンテラスカフェ」、A棟2階には2020年10月1日にオープンされた「ダイニング」等があり、バラエティー豊富な食事が提供されています。

① 食堂

（場所） センチュリータワー地下1階 （営業時間） 11:30～14:00

- ② レストラン「HILLTOP」(山の上ホテル直営)
(場所) 1号館1階 (定休日 毎月第二土曜日)
(営業時間) 喫茶 9:00~21:00 レストラン 11:00~21:00
- ③ グリーンテラスカフェ
(場所) D棟1階
(営業時間) 8:00~18:30 (年中無休)
- ④ ダイニング
(場所) A棟2階 (定休日 日・祝・学内指定休)
(営業時間) 11:15~14:00
- ⑤ 順天堂厚生寮
(1) 鶴沼厚生寮
(所在地) 神奈川県藤沢市鶴沼海岸2-17-10 (電話) 0466-36-6066
(厚生寮利用料金) 1泊2食(夕・朝)付 学生2,152円
※ 学生が利用する場合、引率教員がいる時に限り利用可。
(申込み先) 人事部給与厚生課(センチュリータワー南棟15階)
- (2) 順天堂軽井沢セミナーハウス
(所在地) 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東129-2 (電話) 0267-42-0046
(厚生寮利用料金) 1泊朝食付 学生2,000円
(申込み先) 学内専用ホームページ
- (3) 箱根・芦ノ湖セミナーハウス
(所在地) 神奈川県足柄下郡箱根町箱根571-14-2 (電話) 0460-83-9220
(厚生寮利用料金) 3,000円~4,000円
(申込み先) 学内専用ホームページ
- ⑥ キャッシュコーナー(ATM)
(場所) 1号館1階(総合受付近く)
(店舗名) みずほ銀行神田支店順天堂医院出張所
(営業時間) 平日8:45~19:00 土日9:00~17:00(祝祭日は使用不可)

4.学術メディアセンターの利用に関して

はじめに

学術メディアセンターは、本学における教育・研究の目的を達成するために必要な図書、雑誌、その他の学術情報を収集・整理するとともに、学生や教職員等の利用に供することを任務とする施設です。

これからの学生生活において、学術メディアセンターを学習や調査研究等の情報収集の場として、また豊かな人格形成の場として、学生生活をいっそう充実したものにするために、積極的に利用しましょう。

利用にあたって

学術メディアセンターは、本学の学生は自由に入館できます。入口で“学生証”を、リーダーに読み込ませると、ゲートが開きますので入館できます（学生証は、オリエンテーション時に配付）。

【注意事項】

- ① 出入り口には、「ブック・ディテクション・システム（図書無断持出防止装置）」が設置されています。入館は入口ゲート、退館は出口ゲートを通過してください。
- ② 貸出手続をしないで資料を館外へ持ち出そうとすると、ブザーが鳴り、出口ゲートがロックされます。持ち物によっては誤作動も考えられますので、その際は原因究明にご協力ください。

開館時間

（平日） 8：30 ～ 23：00

（土曜日） 8：30 ～ 19：00 （第二土曜のみ 8：30 ～ 17：00）

（日曜日） 13：00 ～ 17：00

（休館日） 国民の祝日、年末年始、創立記念日（5月15日）

その他必要に応じての臨時休館や、開館時間が変更となる場合があります。

フロア案内

センチュリータワー9階（入口は南フロア）

（南フロア） 医学図書Ⅰ（Q.自然科学～QT.生理学）、
国際教養学図書・雑誌、看護学図書・雑誌、
辞書・参考図書、本学教職員著作図書、
和文雑誌、順天堂関連資料、DVD資料、新聞

（北フロア） 医学図書Ⅱ（QV.薬理学～WZ.医学史）

貸出・返却について

貸出・返却

1. 貸出は、閲覧カウンターで行います。“学生証”と資料を、閲覧カウンターに提示してください。
2. 貸出冊数は5冊まで、貸出期間は2週間です。DVDは3点まで、貸出期間は1日です。
3. 貸出期限を過ぎた延滞資料があると、貸出禁止になります。返却期限を守ってください。
4. 返却は、閲覧カウンターで行います。資料を閲覧カウンターに返却してください。閉館後や休日等の際は、センチュリータワー1階奥の図書返却ポストに返却してください。

こんなときは？

1. 変更手続
 - Q. 期限内に読めなかったので、貸出期間を延長して欲しいのですが？
 - A. 返却期限内に、資料と「学生証」を持参して、閲覧カウンターで手続きをしてください。ただし予約者がいる場合は、貸出期間の延長はできません。
2. 取り寄せ・予約手続き
 - Q. 読みたい資料が本郷・お茶の水キャンパス以外の他キャンパス所蔵であったり、貸出中の場合は、どうすればよいのですか？
 - A. 閲覧カウンターで手続きをしてください。資料の用意ができましたら連絡いたします。
3. 購入希望の申込み
 - Q. 学術メディアセンターに入れて欲しい資料があるのですが？
 - A. 本学に所蔵していない資料で、特に購入の希望がある場合は、「図書購入希望申込書」に記入のうえ、閲覧カウンターに提出してください。
4. 学生証の再交付
 - Q. 「学生証」を紛失してしまったのですが？
 - A. 本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課(保健医療学部担当)にて再発行の手続きをしてください。本学卒業生は終身で学術メディアセンターを利用可能です。(再発行すると、旧カードは無効となります)
5. 他大学図書館の利用
 - Q. 本学にない資料を、閲覧したいのですが？
 - A. 紹介状を発行しますので、閲覧カウンターでご相談ください。なお協定を結んでいる明治大学中央図書館等は、学生証の提示で閲覧・複写の利用が可能です。直接訪問することが難しい図書館の資

料は、複写料金と送料が必要になりますが、求める資料のコピーを取り寄せることが可能です。閲覧カウンターでご相談ください。

5.こんなときは? Q&A

こんなときは？ Q & A

事 項	取扱窓口	摘 要
学生証を再発行したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	事務室に申し出てください。
貸出図書を紛失または破損した	学術メディアセンター	「図書紛失・破損届」をカウンターに提出してください。
学術メディアセンターで借りたい本が期限内に読めなかったの で延長したい	学術メディアセンター	返却期限内に、その本と「学生証」をカウンターに持参してください。予約者がいない場合のみ、2週間の延長ができます。
学術メディアセンターで読みたい本が貸出中だったので、返却されたら知らせて欲しい	学術メディアセンター	カウンターに申し出てください。該当図書が返却されると連絡します。
こういう本を学術メディアセンターに入れて欲しい	学術メディアセンター	「図書購入申込書」をカウンターに提出してください。
本を返却に来たら学術メディアセンターが閉まっていた	学術メディアセンター	学術メディアセンター入口にある「返却ポスト」にいれてください。
学生割引証を取得したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	JR 等で片道 100 km を越えて乗車する場合に利用できます。1 回に 3 枚、年間 10 枚まで発行可能です。
通学証明書を取得したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	事務室に相談してください。
団体旅行割引を利用したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	JR・旅行社等で申込用紙をもらい事務室に提出してください。
学内で落し物を拾った	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	直ちに届けてください。
学内で忘れ物をした	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	直ちに届け出てください。
学内で盗難にあった	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	直ちに届け出てください。
自転車で通学したい	本郷学生課	自転車駐輪許可申請書にて申請してください。

事 項	取扱窓口	摘 要
自動車または自動二輪車で通学したい	—	自動車・自動二輪車の通学は禁止です。但し、身体の障害により自動車での通学がやむを得ない場合等については、相談してください。
本人または保護者の住所・電話番号が変わった	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	直ちに JUNTENDO PASSPORT で「学籍情報変更申請」を行い、事務室に「住所変更届」を提出してください。
氏名を変更した	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	直ちに JUNTENDO PASSPORT で「学籍情報変更申請」を行い、事務室に「住民票記載事項証明書」を持って届け出てください。
保証人が変更になった	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	直ちに JUNTENDO PASSPORT で「学籍情報変更申請」を行い、事務室に届け出てください。
課外活動団体に入部したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	団体代表者に直接連絡をとるか、事務室に相談してください。
新しく課外活動団体を結成したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	各学部自治会または事務室に相談してください。
課外活動団体に合宿や遠征を実施したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	「事前・事後報告書」を提出してください。
その他、課外活動団体の諸問題	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	先輩または部長・顧問の先生、学生部委員、事務室に気軽に相談してください。
大学の施設・備品を使用したい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	希望日時の使用が可能か確認のうえ、許可を得てください。
大学厚生寮を利用したい	給与厚生課	給与厚生課で希望日時の使用が可能か確認のうえ、「使用申込書」を提出してください。
学内で掲示をしたい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	許可印を受けてください(課外活動団体に関わる物は原則不可)。
色々な問題で悩んでいる	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	健康管理室・ゼミ担当教員・学生部委員・担任・事務室等気軽に相談に来てください。
履修に関して聞きたいことがある	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	相談に来てください。

事 項	取扱窓口	摘 要
試験日程を知りたい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	教育要項を参照してください。変更等が生じた場合は掲示板等で連絡します。
試験時間に遅刻した	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	試験開始後 30 分以上遅れると受験できないので 注意してください。
試験を欠席したので追試験を受けたい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	入院を伴う病気やケガ、交通機関の突発事故、忌引等やむを得ない事由があると認められた場合のみ受験できます。
休講・補講等の連絡はどのように行うのか	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	事前に掲示するので、掲示板に注意してください。(電話での問い合わせには一切応じません)
講義を欠席する、欠席した場合どうすればよいか	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	「欠席届」を科目担当者へ提出してください。
休学・復学・退学・海外留学等に関すること	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	相談に来てください。
アルバイトの紹介を受けたい	—	アルバイトの斡旋はしていません。
寮の紹介を受けたい	給与厚生課	給与厚生課にて、取り扱っている寮の紹介を受けてください。
奨学金を受けたい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	相談に来てください。
学内でケガをした、身体に異常を感じた	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	病気やケガをした時は応急処置を受けてください。必要があれば外来を紹介します。
学生保険の適用を受けたい	本郷・お茶の水キャンパス 事務室教務課 (保健医療学部担当)	正規授業中や、課外活動等でケガをした場合、保険の対象になるので直ちに届けてください。
最近、身体の調子が良くない	安全衛生管理室	安全衛生管理室で適宜健康相談を行っています。気軽に相談に来てください。

6.順天堂大学学則

○ 順天堂大学学則（案）
〔昭和 26 年 4 月 1 日 規第 26—2 号〕

改正：令和 3 年 8 月 1 日

第 1 章 通則

第 1 節 目的、使命及び自己点検・評価等

第 1 条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別記の通り定める。

第 1 条の 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

第 2 節 学部学科の組織

第 2 条 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科

第 3 節 教育課程

第 3 条 各学部の教育課程は、各学部規程に示す通りである。

第 4 節 卒業及び学士の学位授与

第 4 条 学長は、医学部に 6 年以上、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部又は保健医療学部にて 4 年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認

定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第 5 条 各学部卒業者には次に示す学士の学位を授与する。

- (1) 医学部医学
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 学士(スポーツ健康科学)
- (3) 医療看護学部 学士(看護学)
- (4) 保健看護学部 学士(看護学)
- (5) 国際教養学部 学士(国際教養学)
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 学士(理学療法学)
- (7) 保健医療学部 診療放射線学科 学士(放射線技術学)

2 学位については別に定めるところによる。

第 5 節 修業年限、学年、学期及び休業日

第 6 条 修業年限は、医学部においては 6 年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部及び保健医療学部においては 4 年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部及び保健医療学部における、同一学年の在学年限は 2 年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1 年に限り延長を許可することができる。

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 条 学年を次の学期に区分する。

- 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 9 条 定期休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 創立記念日 5 月 15 日
- (3) 春季休業 3 月 21 日から 4 月 10 日まで
- (4) 夏季休業 7 月 21 日から 9 月 10 日まで
- (5) 冬季休業 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間について

は、都合により各学部において変更することができる。

- 2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

第6節 入学、編入学、休学、転学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は学年始めとする。

第11条 削除

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第13条 学長は、前条の資格を有する者について学力、人物、健康等に関する選考を行い、教授会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

第14条 入学志願者は、各学部所定の次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 削除
- (3) 出身学校の調査書 これを欠く場合には資格証明書及び成績証明書
- (4) 写真
- (5) その他必要と認める書類

- 2 入学検定料は別に定める。

第15条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第8節に定める納入金を納めなければならない。この手続を行わないときは、入学許可を取り

消すことがある。

- 2 入学金は医学部200万円、スポーツ健康科学部20万円、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部及び保健医療学部30万円とする。

- 3 既納の入学検定料、入学金は一切返還しない。

第15条の2 各学部編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することができる。

第15条の3 各学部転部を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することができる。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

第16条 保証人は、第1保証人を父又は母、若しくは父母が保証人となり得ない場合は学費を支弁する人とし、第2保証人は、独立の生計を営む成年者で、必要に応じて第1保証人に代わり来校できる人でなければならない。

第17条 保証人は学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。

第18条 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第19条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、引続き3月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

第20条 休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願出なければならない。病気による休学には診断書を必要とする。

第21条 本学において、特に必要があると認められた者には、休学を命ずることがある。

第22条 休学期間は引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、引続き学長の許可を得て更に1年ずつ2年間限り、期間を延長することができる。

- 2 休学期間の通算年限は、第6条に定める修業年限を超えることはできない。

- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

- 4 休学者が3月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願出することができる。

第23条 休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が指示を与える。

第24条 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行わなければならない。

第 25 条 他の大学の学生で、本学に転学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の審議を経て転学を許可することがある。

2 転学時の手続は入学時に準ずる。

第 26 条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 31 条に定める授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第 6 条第 1 項に定める修業年限の 2 倍を超えてなお卒業できない者又は同条第 2 項に定める在学年限を超える者

(3) 第 22 条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

第 7 節 出席及び欠席

第 28 条 学生は各授業科目につき所定の履修時間の 3 分の 2 以上出席しなければならない。

第 29 条 欠席者はその理由を速かに届出なければならない。

2 病気欠席 7 日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第 30 条 欠席届の日数は、引続き 30 日を超えてはならない。もし 30 日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続を取らなければならない。

第 8 節 授業料及びその他の納入金

第 31 条 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費(以下、授業料及びその他の納入金という。)を 4 月 1 日から 4 月 30 日までに納入しなければならない。

ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第 1 期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで半額以上

第 2 期 9 月 1 日から 9 月 30 日までに残額

2 授業料は年額、次のとおりとする。

医学部 1 年次 70 万円 2 年次以降毎年

次 200 万円

スポーツ健康科学部 70 万円

医療看護学部、保健看護学部 90 万円

国際教養学部 100 万円

保健医療学部 100 万円

但し、教職課程を受講する場合には各学部が別に定める金額を加算する。

3 施設設備費は年額、次のとおりとする。

医学部 1 年次 20 万円 2 年次以降毎年
次 86 万円

スポーツ健康科学部 30 万円

医療看護学部及び保健看護学部 30 万円

保健医療学部 30 万円

4 教育充実費は年額、次のとおりとする。

医学部 2 年次以降毎年次 72 万円

スポーツ健康科学部 毎年次 15 万円

国際教養学部 25 万円

5 実験実習費は年額、次のとおりとする。

医療看護学部 35 万円

保健看護学部 1 年次 14 万円 2 年次以降毎年次 42 万円

保健医療学部 1 年次 15 万円 2 年次以降毎年次 48 万円

但し、医療看護学部において、保健師教育に関する実習を受講する場合には 5 万円を、助産師教育に関する実習を受講する場合には 35 万円を、それぞれ加算する。

第 32 条 授業料、施設設備費及び教育充実費は、休学中の者も納入しなければならない。ただし、事情により減免することがある。

第 33 条 授業料及びその他の納入金を未納の者は、第 77 条、第 105 条、第 121 条、第 127 条、第 134 条及び第 141 条に定める試験の受験及び一切の証明書の請求ができない。

第 34 条 既納の授業料及びその他の納入金は、一切返還しない。

第 9 節 職員組織

第 35 条 本学に学長、学部長、附属医(病)院長、学生部長、学術メディアセンター長、総務局長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 事務組織については、別に定めるところによる。

第36条 本学に教授、先任准教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員その他必要な職員を置く。これらの定員及び資格については、別に定めるところによる。

2 本学に名誉教授、特任教授、特任先任准教授、特任准教授、特任助教、客員教授及び客員准教授を置くことができる。これらについては、別に定めるところによる。

3 医学部に学科目制及び講座制を設ける。学科目制及び講座制については、別に定めるところによる。

4 スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部及び保健医療学部学科目制を設ける。学科目制については、それぞれ別に定めるところによる。

第10節 教授会

第37条 各学部に教授会を置く。教授会の組織及び運営については、この学則に定めるもののほか、順天堂大学学部教授会運営規程による。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べるができる。

4 学長は教授会に出席し、意見をのべることができる。

5 学部長は、教授会構成教員以外に必要と認めるときは、他の教職員を出席させることができる。

第38条 教授会は学部長が招集して、その議長となる。学部長に事故あるときは、学部長は議長代理を指名する。

2 教授会は毎月1回定例会を開く。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開くことができる。

第39条 教授会は公開しない。

第40条 削除

第41条 削除

第42条 教授会構成員は教授会に附議しようとする事項を学部長に申請することができる。

第43条 教授会は定員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 教授会が学長に述べる意見を決定する場合には、出席数の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第44条 学部長は教授会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第45条 削除

第11節 大学協議会

第46条 本学に学長の諮問機関として大学協議会を置く。

2 大学協議会については別に定めるところによる。

第12節 収容定員

学部	学科	入学定員	総定員
医学部	医学科	105	630
スポーツ健康科学部	スポーツ科学科	600	2,400
医療看護学部	看護学科	200	800
保健看護学部	看護学科	120	480
国際教養学部	国際教養学科	240	960
保健医療学部	理学療法学科	120	480
	診療放射線学科	120	480

第47条 本学の収容定員を次のとおりとする。

第13節 専攻生

第48条 各学部に専攻生を置く。

2 専攻生については別に定めるところによる。

第14節 大学院

第49条 本学に大学院を置く。

2 大学院については別に定めるところによる。

第15節 研究生、科目等履修生及び外国人学生

第50条 各学部において特定の分野につき研究しようとする者に対しては、各学部教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。

第51条 研究生の資格は各学部卒業と同一程度とする。

第52条 研究生は所定の入学金並びに研究料を納入しなければならない。

第53条 研究生の細目については別に定めるところによる。

第54条 削除

第54条の2 順天堂大学学則第3章から第5章に定める授業科目中一科目又は数科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は所定の授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第55条 外国人で本学に修学を希望する者に対しては、各学部規程に基づき選考の上修学を許可することがある。

第56条 外国人で修学希望者は願書、成績証明書及び写真に、外務省在外公館又は自国公館の紹介状を添えて提出しなければならない。

第57条 研究生、科目等履修生及び外国人学生に対しては、本節のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生及び科目等履修生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

第16節 学寮

第58条 本学に学寮を置く。

2 寮則については別に定めるところによる。

第17節 附属施設

第59条 本学に学術メディアセンターを置く。

2 学術メディアセンターは、本学教職員及び学生の研究、調査に資するため、図書その他文献並びに研究資料(以下「学術メディアセンター資料」という。)を収集管理し、利用に供するところとする。

3 学術メディアセンターは、本学における図

書の購入、受入及び寄贈並びに委託に関する事務を処理し、学術メディアセンター資料の保管管理にあたる。

4 前項の事務処理のために、司書、司書補、事務員、その他必要な職員を置く。

5 学術メディアセンター長は、教授又は事務員をもって充て、学長がこれを任免する。教授が学術メディアセンター長を兼務する場合の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

6 学術メディアセンター長は学術メディアセンター運営に関する事務を統括する。司書以下は、学術メディアセンター長の指揮をうけて事務を分掌する。

第60条 医学部に附属医(病)院を置く。

2 附属医(病)院については別に定めるところによる。

第18節 厚生保健

第61条 厚生保健については別に定めるところによる。

第19節 賞罰

第62条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第63条 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第64条 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

(1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第20節 奨学制度

第65条 本学に学資補助による奨学制度を置く。

第66条 学資補助は申請者中から次の条件を備える者に対して行なう。

(1) 学業成績と人物が共に優秀であること。

(2) 身体が健康であること。

(3) 学資の補助を要すること。

第 67 条 学資補助を受ける者は、各学部教授会において選考の上推薦し、学長がこれを決定する。

第 68 条 奨学制度については別に定めるところによる。

第 21 節 学則の改廃

第 68 条の 2 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

第 2 章 医学部規程

(省略)

第 3 章 スポーツ健康科学部規程

(省略)

第 4 章 医療看護学部規程

(省略)

第 5 章 保健看護学部規程

(省略)

第 6 章 国際教養学部規程

(省略)

第 7 章 保健医療学部規程

第 1 節 教育課程

第 137 条 保健医療学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、各学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第 138 条 各学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第 8 のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30 単位を越えない範囲で、本学部選択単位数に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30 単位を越えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。

外国の大学において修学する期間は原則 1 年を限度とする。

5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

6 第 4 項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

7 第 4 項から第 6 項の規定により履修した科目について修得した単位は、第 2 項及び第 3 項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて 60 単位を越えない範囲で、本学部における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 2 節 履修及び進級・卒業

第 139 条 授業科目に対する単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内の 15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60 単位を越えないものとする。

第 140 条 学生は、第 138 条別表第 8 に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。

3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

4 履修の方法については、別に定める。

第 141 条 試験及び評価については、別に定める。

第 142 条 学長は、保健医療学部で 4 年以上在学し、第 138 条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とす

る。

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から執行する。
- 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、平成31年度までは新成長戦略等に基づく定員35名を含んだ140名を定員とし、総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
平成30年度	135名	809名
平成31年度	136名	818名
平成32年度	105名	793名
平成33年度	105名	761名
平成34年度	105名	726名
平成35年度	105名	691名
平成36年度	105名	661名

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の学則第94条、第95条、第96条、第98条、第113条及び第115条の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者に対して従前の規定による。
- 第47条に定める保健医療学部理学療法学科、診療放射線学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

理学療法学科 診療放射線学科

平成31年度	120名	120名
平成32年度	240名	240名
平成33年度	360名	360名

別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(第1条第2項関係)

(医学部)

医学部は、人類の健康・福祉に寄与できる専門的な知識、技術を身につけ、「科学者」の視点をもちつつ、感性豊かな教養人としての医師・医学者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- 科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術を身につける。
- 不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につける。
- 常に相手の立場に立って物事を考え、人間として、医師・医学者として他を慮り、慈しむ心、即ち学是「仁」の心を涵養する。
- チーム医療・研究を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- 国際社会に役立ち、未来を切り開く人間性溢れる豊かな教養を培う。

(スポーツ健康科学部)

スポーツ健康科学部は、学是である「仁」の精神に基づき、スポーツと健康に関連する専門的知識と技能の修得及びその実践的な応用力の涵養を図り、人間の健康維持・増進・回復に寄与できる医科学的素養と人文社会科学的教養を兼ね備えた創造性豊かな人材を育成する。

- スポーツ科学部では、アスリートの競技力向上及び人々の健康・体力づくりに適切な運動プログラムの開発、系統的・段階的な指導技術に必要な基礎知識と技能を修得する。
- スポーツマネジメント学科では、スポーツを客観的・多角的に分析する基礎知識と習慣を身につけ、スポーツをコアとして国際的に通用する実用性・創造性の高いマネジメント力を修得する。
- 健康学科では、健康に関わる科学的な基礎知識と実用性に富んだ技能を身につけ、障害者(児)を含む人々の健康づくりと健康支援に必要な基礎知識並びに技能を修得する。

(医療看護学部)

医療看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、安心・安全で質の高い看護を提供し、更に高度先進医療の一翼を担うことができる看護職者の育成を目指す。

- 看護に関する確実な知識・技術を身につけ、心身を癒す質の高い看護が実践できる看護実戦能力を修得する。

- (2) 次世代の看護職者として国際的に通用し、広く保健・医療・福祉の分野において活躍できる能力を修得する。

(保健看護学部)

保健看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、チーム医療の一翼を担う優れた看護実践力をもつ心温かな看護職者及び地域の人々の保健衛生・健康保全に貢献する国際性豊かな看護職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身につけ、心身を癒す看護実践能力を修得する。
- (2) 進歩・変化著しい保健・医療・福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身につける。
- (3) 自ら健康維持増進に留意し行動的に学習し、国際的に活躍できる素養を身につける。

(国際教養学部)

国際教養学部は、学是である「仁」の精神に基づき、グローバル化時代の国際社会に貢献できる能力の開発を目指し、グローバリゼーションの時代にふさわしい国際教養を備え、多角的な視点を養い、論理的な思考力と分析力、実行力を身に付け、強い自立心と倫理観、問題解決能力を身に付けたグローバル市民を育成する。そのために、以下の目標を定める。

- (1) グローバル市民として英語等外国語によるコミュニケーション能力を修得する。
- (2) 国際社会で幅広く活躍するベースとなる国際教養を理解し、身に付ける。
- (3) 国際社会の課題解決に取り組む意欲に溢れ、人間味豊かな人格を培う。

(保健医療学部)

保健医療学部は、学是である「仁」の精神に基づき、人間尊重の理念と高い倫理観と豊かな人間性を育み、医学や医療に係る基本的知識に裏打ちされた科学的根拠に基づく専門的知識及び医療技術を教授して、確かな実践能力と態度を身につけ、自己成長を目指して主体的に学修を継続することのできる資質の高い医療専門職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 理学療法学科では、理学療法に関する確実な知識・技術を身につけ、科学的根拠に基づいた有効な理学療法が実践できる能力を修得する。
- (2) 診療放射線学科では、放射線医療の高度化・多様化に対応し、科学的根拠に基づいた放射線診断・治療機器の操作を実践できる能力を修得する。

7. キャンパス・附属病院マップ

キャンパス・附属病院マップ

● 本郷・お茶の水キャンパス、順天堂大学医学部附属順天堂医院



本郷・お茶の水キャンパス

〒113-8421 東京都文京区本郷 2-1-1

順天堂大学医学部附属順天堂医院

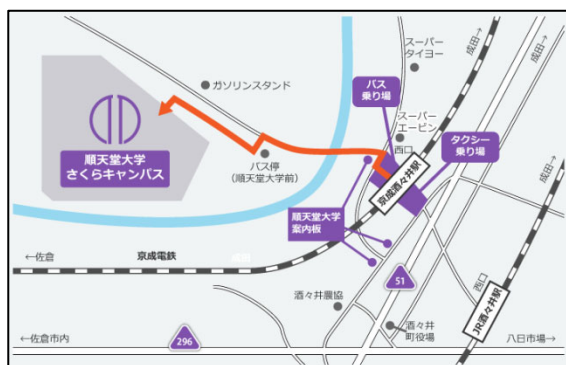
〒113-8431 東京都文京区本郷 3-1-3

TEL 03-3813-3111 (大代表)

JR・地下鉄 御茶ノ水駅下車 徒歩3分

都営バス「順天堂前」下車

● さくらキャンパス



〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台 1-1

TEL 0476-98-1001 (大代表)

京成酒々井駅下車 徒歩20分

または京成バス5分「順天堂大学」下車

● 浦安キャンパス



〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

TEL 047-355-3111 (直通)

JR 新浦安駅下車

東京ベイシティ交通「高洲保育園入口」下車

● 三島キャンパス

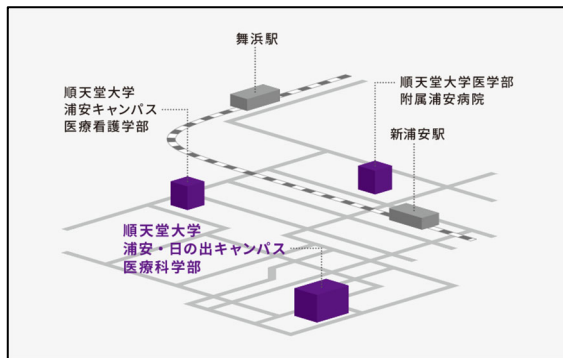


〒411-8787 静岡県三島市大宮町 3-7-33

TEL 055-991-3111 (代表)

JR 三島駅下車 徒歩 10 分

● 浦安・日の出キャンパス



〒279-0013 千葉県浦安市日の出 6 丁目 4 番

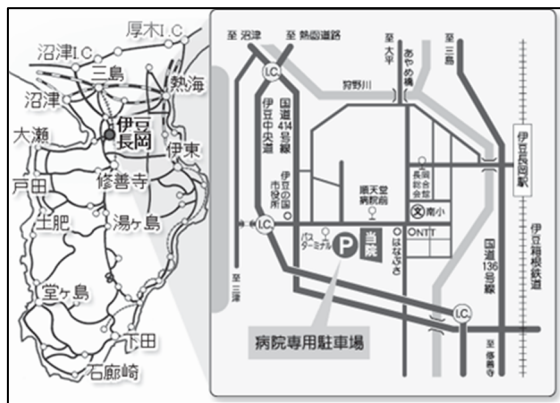
TEL 047-354-3311

UR 新浦安駅下車

「日の出南小学校」下車徒歩 1 分

「日の出六丁目」下車徒歩 5 分

● 順天堂大学医学部附属静岡病院



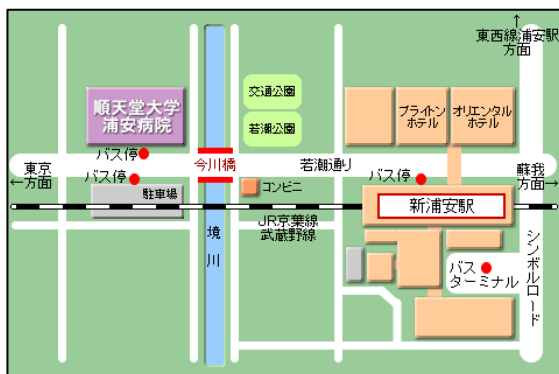
〒410-2295 静岡県伊豆の国市長岡 1129 番地

TEL 055-948-3111 (大代表)

JR 三島駅にて伊豆箱根鉄道に乗り換えて
伊豆長岡駅下車、伊豆長岡駅よりバス 5 分

「順天堂病院前」下車

● 順天堂大学医学部附属浦安病院



〒279-0021 千葉県浦安市富岡 2-1-1

TEL 047-353-3111 (大代表)

JR 新浦安駅下車 徒歩 8 分またはバス 5 分

浦安駅よりバス 10 分「順天堂病院前」下車

● 順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院

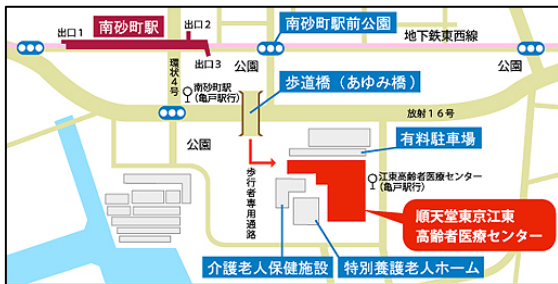


〒343-0032 埼玉県越谷市袋山 560 番地

TEL 048-975-0321 (大代表)

東武伊勢崎線せんげん台駅下車 徒歩6分

● 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター

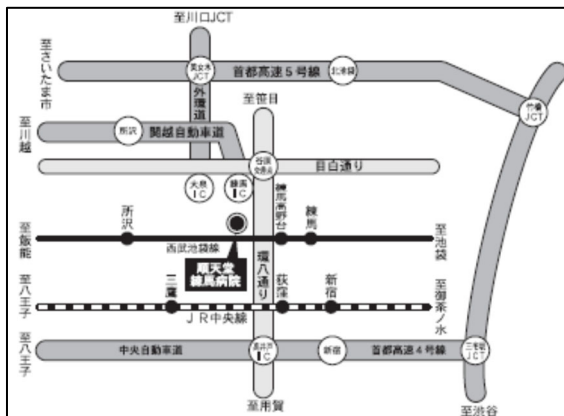


〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-20

TEL 03-5632-3111 (代表)

地下鉄南砂町駅下車 徒歩5分

● 順天堂大学医学部附属練馬病院



〒177-8251 東京都練馬区高野台 3-1-10

TEL 03-5923-3111 (代表)

西武池袋線練馬高野台駅下車 徒歩約3分

順天堂大学 本郷・お茶の水キャンパス
保健医療学部学生生活案内 2022

2022（令和4）年4月1日

発行 順 天 堂 大 学

編集 順天堂大学保健医療学部

〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1